平成２４年（フ）第３５６号
兵庫県姫路市大津区平松403番地10
債務者　森本　寿美（旧姓三原）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３２号
兵庫県姫路市北平野６丁目１番１―203号グリーンハイツ北平野、従前の住所兵庫県姫路市上大野３丁目６番25―８号
債務者　佃　　智子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５３９号
兵庫県姫路市広畑区早瀬町１丁目63番地１ＫＩグリーンハイツ102号、従前の住所兵庫県姫路市青山南２丁目９番３―408号　県営青山第一住宅３号棟
債務者　岡本　武志
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５４８号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿433番地２、従前の住居兵庫県姫路市飾磨区妻鹿978番地３
債務者　山本　信廣
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３号
奈良県吉野郡下市町大字小路73番地の１
債務者　水本　大介
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番15―33号
債務者　谷山　勝子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
鹿児島県出水市高尾野町江内1254番地、前住所鹿児島県出水市五万石町162番地　グランドハイツさくら111号
債務者　倉田　健二
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
北海道小樽市高島５丁目３番２号
債務者　田村まり子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１５５号
北海道古平郡古平町大字浜町634番地の２、前住所札幌市手稲区前田１条１丁目８番１号
債務者　宝福　和男
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８６８号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―２棟1107号
債務者　倉本　清司
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２９号
京都市伏見区深草平田町13番地２　稲荷マンション４―Ｐ号室
債務者　江嶋　安彦
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
奈良県大和郡山市今国府町373番地　光ハイツ３号
債務者　大澤　優子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６６号
愛媛県松山市和泉北３丁目13番18号　ＩＫＥＵＣＨＩハイツ405号
債務者　掛川真奈美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７６号
愛媛県松山市西石井１―１―８　西石井ハイツ301号、住民票上の住所愛媛県松山市一番町１丁目６番地４　鈴松ハイツ305号
債務者　中野千代里
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９０号
愛媛県松山市高砂町３丁目３番地２　高砂団地1006号
債務者　小野　展生
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲560番地１
債務者　石丸　雄治
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
松山地方裁判所民事部